

同時発表：関東運輸局

令和8年10月16日

総合政策局

地域交通課

本日施行の改正地域交通法に基づき、全国初の
「自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画」を認定しました
～「交通空白」解消は成長投資～

本年6月10日に公布された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律」（令和8年法律第35号。以下「改正地域交通法」という。）が、本日施行されました。

また、改正地域交通法により創設された「自動車地域旅客運送サービス再構築事業」について、全国初の活用案件として、神奈川県相模原市から申請のあった「自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画」の認定を本日付けで行いました。

国土交通省としては、地域の輸送資源をフル活用した取組が全国に広がるよう、改正地域交通法により創設した新たな枠組みや、予算等を総動員して、引き続き、地域における「交通空白」解消に向けた取組を強力に後押ししてまいります。

- 地域公共交通は、買物・医療・教育など日常生活に不可欠な移動を担っている中、運転者等の担い手不足等を背景として、バス路線等の休廃止が相次ぎ、全国で約3,000に及ぶ「交通空白」が生じております。
- こうした状況に対処するため、改正地域交通法では、地域の輸送資源のフル活用によって「交通空白」の解消を図る「自動車地域旅客運送サービス再構築事業」の創設、地域交通の課題解決に取り組む企業・団体である「連携促進団体」の活動促進、モビリティ・データの利活用等の措置を講ずることとしており、本日施行されました。
- このうち、「自動車地域旅客運送サービス再構築事業」については、神奈川県相模原市から申請のあった「自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画」を本日付けで認定いたしました。本認定により、相模原市において、市教育委員会が管理するスクールバス車両の空き時間を活用して、有償で地域住民を運送する公共ライドシェアが新たに導入されることとなります。

- なお、地域交通法に基づく自動車地域旅客運送サービス再構築事業を実施しようとする者は、自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画を作成し、国土交通大臣の認定を受けることにより、道路運送法の特例（事業許可等のみなし取得）の適用を受けることができます。
- 国土交通省では、こうした地域の輸送資源のフル活用による移動手段確保の取組が全国に広がるよう、改正地域交通法の新たな枠組みや、予算等を総動員して、引き続き、地域における「交通空白」解消に向けた取組を強力に支援してまいります。

※本認定については、関東運輸局からもプレスリリースがされております。

（関東運輸局プレスリリース：URL）

https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/press/date/pk_p261016.html

<問合せ先>

総合政策局 地域交通課 荒川、加藤、清水

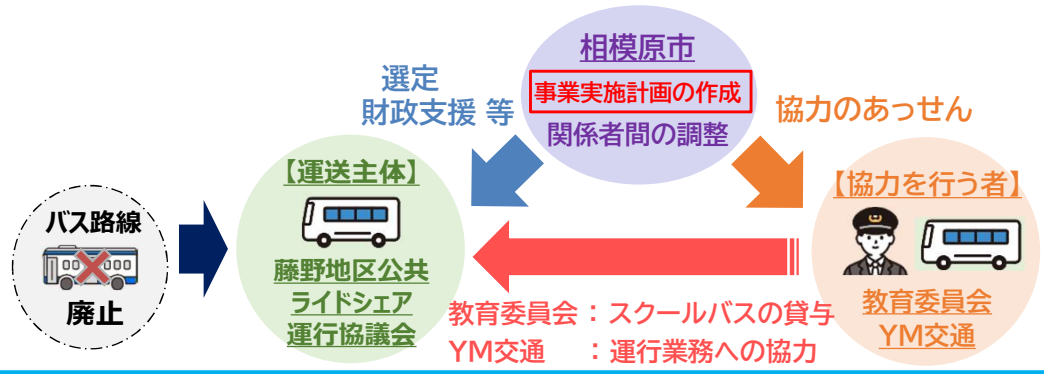
TEL：03-5253-8111（内線 54-819）、03-5253-8987（直通）

- 神奈川県相模原市では、**西部の中山間地域で交通事業者が運行するバス路線11路線**について、**運転者不足を背景として、令和9年3月末までの廃止が予定**。
- 市は、「交通空白」の発生を未然に防ぐため、コミュニティバスの運行エリア拡大等に取り組む一方、**運転者不足等により、早朝等の時間帯における輸送力の確保が困難な状況**。
- このため、**スクールバス車両を活用した公共ライドシェアを新たに導入し、地域における移動手段の確保を図る**。

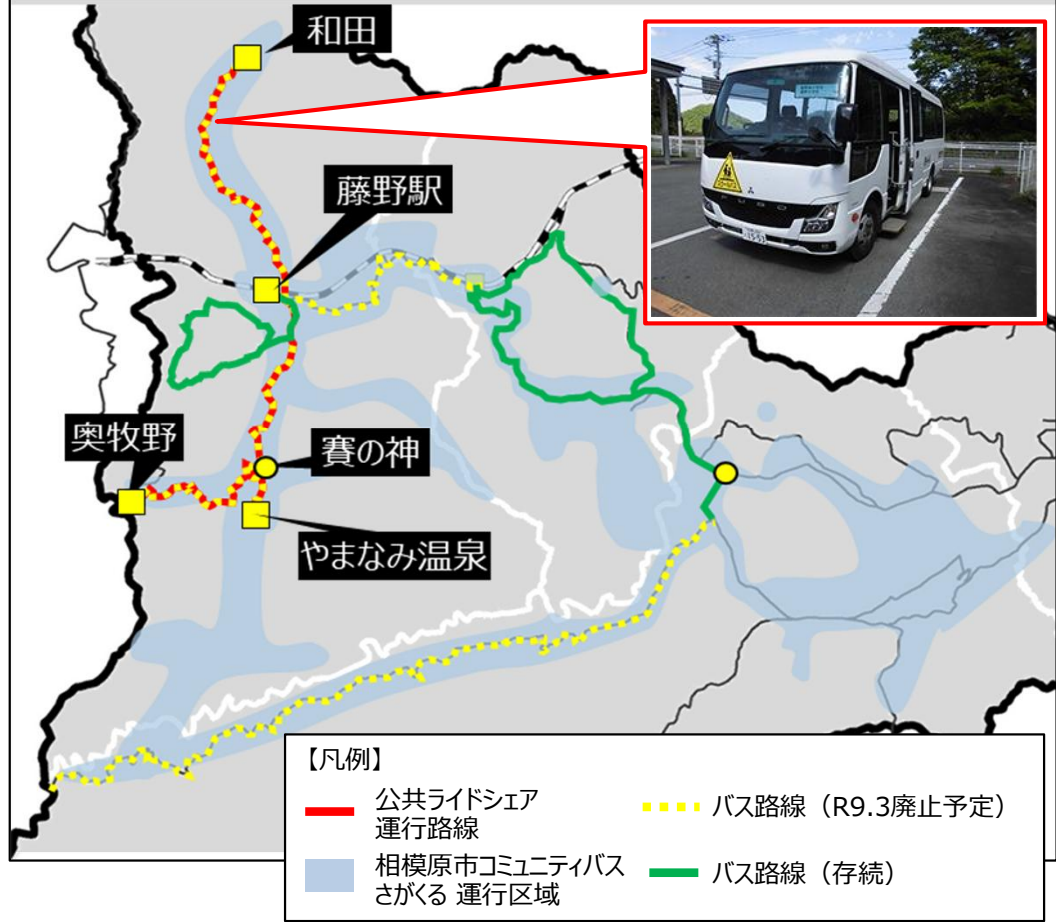
事業の内容

スクールバスを活用した公共ライドシェアの実施

- ・①和田～藤野駅、②奥牧野～やまなみ温泉～藤野駅 の各区间において、**令和8年10月19日から公共ライドシェアを運行(※)**。
- (※)「相模原市コミュニティバス さぐる」で対応しきれない時間帯に運行(平日：早朝1便)。土休日の運行については、令和8年12月中旬から実施を予定。
- ・市は、公共ライドシェアの**運行主体**として、**藤野地区公共ライドシェア運行協議会**を選定。
- ・あわせて、市は、**教育委員会に対して、空き時間におけるスクールバス車両の貸与を要請**するとともに、スクールバスの運行を実施する**交通事業者(YM交通)に対し、公共ライドシェアに係る運行業務等の提供を要請**。**既存の地域輸送資源を有効活用**することにより、移動手段の確保を図る。
- ・これまで、令和8年度「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト(共同化・協業化促進タイプ)を活用し、**試験運行(無償)を実施してきたが、今般、自動車地域旅客運送サービス再構築事業の活用により、公共ライドシェアとしての本格運行(有償)に移行**。



事業実施後



- ・作成自治体：神奈川県相模原市
- ・事業実施区域：相模原市緑区小淵、日連、牧野、澤井、佐野川地区
- ・事業実施予定期間：令和8年10月19日～令和13年3月31日

公布：令和8年6月10日

施行：令和8年10月16日

背景・必要性

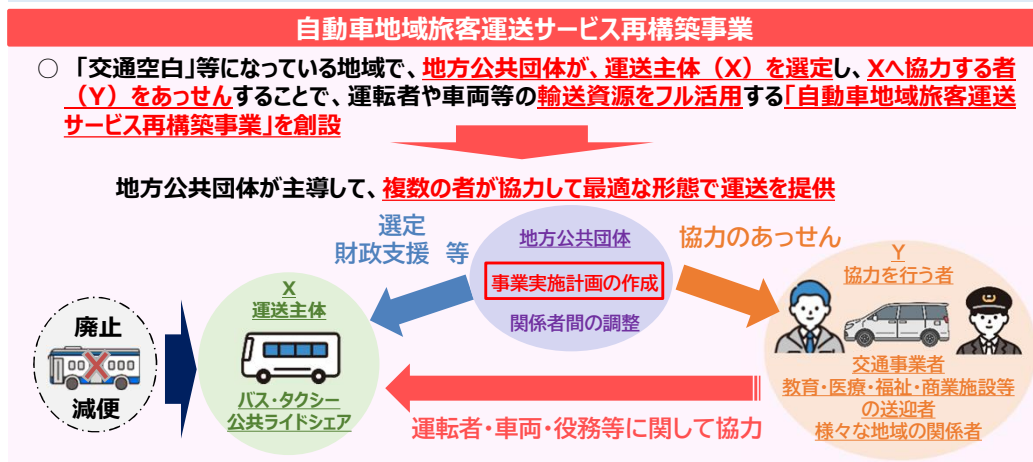
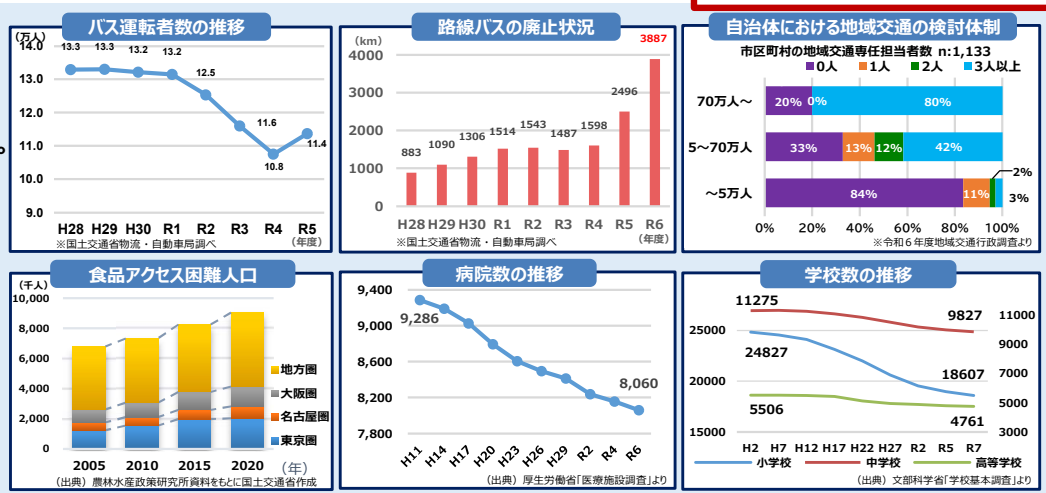
【担い手不足等による供給力の急速な減少】

- 〇 運転者等の担い手不足が深刻化し、H28年度からR5年度にかけて1.9万人減少し、11.4万人。
- 〇 H28年度からR6年度にかけて、路線バスは約15,804km、鉄軌道は約533kmが廃止。
- 〇 地方公共団体においてもノウハウ・マンパワーが不足。5万人未満の自治体の84%が専任担当者ゼロ。

【地域公共交通に関する社会的需要の拡大】

- 〇 人口減少・高齢化が進む中で、特に地方部においては、買物、医療、教育など日常生活に不可欠なサービスの再編が急速に進んでいる。
- 〇 日常生活における移動の不便にとどまらず、外出・通院機会の減少による健康面への悪影響や、現役世代による子どもや高齢者の送迎負担の増大等により、地域の活力の低下、さらなる人口減少という負の連鎖を招く可能性

輸送資源のフル活用、共同化・協業化等により、
集中対策期間（令和7～9年度）での「交通空白」解消、将来的な発生抑制ひいては
持続可能な地域公共交通の実現を図る必要



施設利用者用運送サービス提供者（教育・医療・福祉・商業・宿泊施設等の送迎者）

施設利用者用運送サービス提供者等の地域の関係者は、事業の円滑な実施に協力する努力義務

【施設利用者用運送サービス提供者による協力】

- 〇 運送主体に、学校・病院・福祉施設・商業施設などの送迎を行う者が有する人員・車両等を提供

6:30 8:30 16:00 18:00

スクールバス 公共ライドシェア スクールバス

スクールバスを使用しない時間で公共ライドシェアを実施

【交通事業者同士の協力】

- 〇 運転者不足を理由に路線の維持が困難となったバス路線を地元の交通事業者の協力を得る形で運行を継続

運転者不足により路線の維持が困難に

A社 車両を引き続き使用

協力

B社 運転者 整備管理者 運行管理者

通学手段等の地域の足として重要な路線を維持

連携促進団体の活動推進

〇 交通事業者以外の企業・団体も関係者間の調整役として重要な役割を果たしている

「連携促進団体」として位置づけ

- ・法定協議会の任意構成員として明確化
- ・地域公共交通計画の作成等への提案

【地方公共団体及び交通事業者等による共同体】

（一社）バス協同・共創プラットフォームひろしま

多彩な共同事業を推進

路線の最適化

リソースの共有化

新技術の導入

運転者の安定的確保

利便性の向上・利用促進（シームレスなサービスの実現）

バス事業者8社

運送サービスの提供

・サービス向上

・経営安定化

負担金

財政支援

広島市

法人の運営を支援

【サービス導入を支援する民間企業】

地方公共団体

交通事業者

地域の関係者

関係者相互間の連絡調整

連携促進団体（民間企業）

サービス提供に向けた調整

企業・立案を支援

協議会に参画

計画提案等

民間企業が、サービス内容を企画、地域の関係者との調整を実施するほか、運行管理業務を委託して実施。

モビリティデータの利活用

〇 自動車地域旅客運送サービス再構築事業等について、地方公共団体による事業実施計画作成時に必要となる乗降記録等のデータ提供等の協力要請に対し、正当な理由がある場合を除いて、交通事業者等が応じることとし、事業実施を促進。

交通事業者A

交通事業者B

交通事業者C

協力要請

モビリティデータ

- ・乗降記録
- ・車両・運転者等の見直しも含めた供給力 等

地方公共団体

事業計画作成

海上運送・鉄道分野での取組充実

【海上運送利便確保事業の創設】

- 〇 船舶検査に伴う運休・減便を回避するため、他の事業者の協力を得て、船舶の貸渡りや代替運航により、検査期間中の運航の確保を図る事業を創設

【鉄道事業再構築事業の拡充】

- 〇 鉄道事業再構築事業に関し、民間の鉄道事業者が実施する鉄道施設の改良等に対して地方公共団体が支援する場合でも地方債を起債することができる特例を追加

自動車地域旅客運送サービス再構築事業について

- 人口減少・少子高齢化の進展に加え、運転者等の担い手不足が深刻化し、全国で「交通空白」が発生。
- 一方で、地域を見渡せば、バス・タクシー・公共ライドシェアのみならず、スクールバスや医療・福祉・商業・観光施設等の利用者向け送迎サービスを提供するための運転者や車両等の輸送資源が点在。
- このため、地方公共団体の主導の下、地域の輸送資源をフル活用することによって「交通空白」等の解消を図る新たな事業を創設。

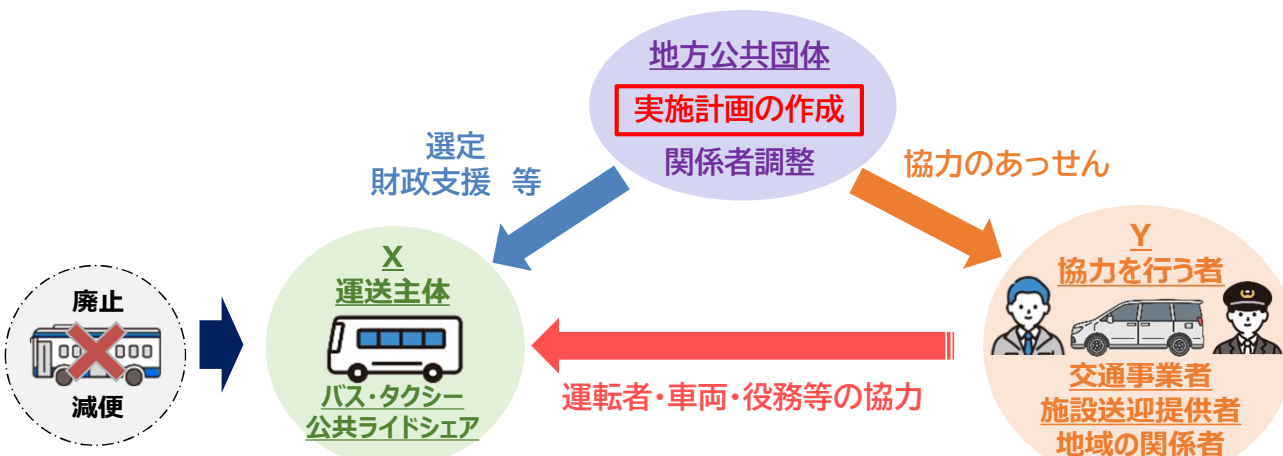
事業の概要

「交通空白」等※₁において、地方公共団体が運送主体を選定※₂するとともに、運転者や車両等の輸送資源について、他の交通事業者や施設利用者用運送サービス提供者など地域の関係者からの協力のあっせんを行うことにより、バス・タクシー・公共ライドシェアによる地域の実情に応じた最適な運送※₃を確保する事業

※₁ 「休廃止されたバス路線等」又は「休廃止のおそれのあるバス路線等」

※₂ 公募又は協議会等における協議により選定

※₃ ダウンサイジングも含めて最適な運送形態やサービス水準を検討し、持続性を確保



施設利用者用運送サービス提供者

教育・医療・福祉・商業・観光施設等の利用者向け送迎サービスを提供する者を法律に位置付け、再構築事業の円滑な実施に協力する努力義務を措置。

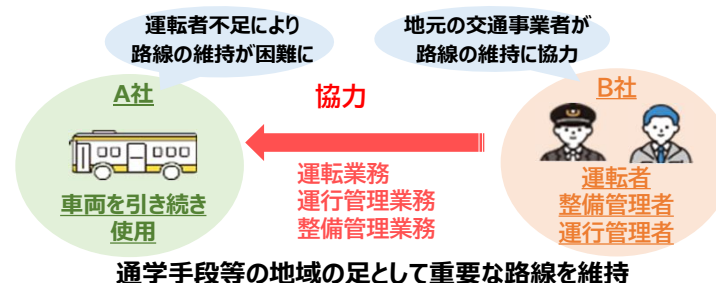
【施設利用者用運送サービス提供者による協力の例】

- 施設利用者用運送サービス提供者が有する人員・車両等を運送主体に提供



【交通事業者同士の協力の例】

- 運転者不足により維持が困難となったバス路線について、地元の交通事業者の協力を得て運行を継続



実施計画の認定

- 地方公共団体は、地域公共交通計画に即して、具体的な事業の実施計画を作成し、国土交通大臣の認定を受けることができる。
- 認定を受けて行う事業については、法律上の手続のワンストップ化や鉄道・運輸機構による出融資といった特例措置の対象となる。